

提出書類一覧

※申請において使用する言語並びに金額は日本語及び日本国通貨に限ります。日本語以外で記載された書類については、日本語の訳文を付記又は添付してください。

※書類の提出部数は全て1部です。

※提出していただいた書類は、返却いたしませんので御了承ください。

※官公署発行の証明書類(現在事項証明書又は履歴事項証明書、納税証明書等)は申請日から過去3か月以内に発行されたものに限ります。

※書類はできる限りA4版に統一してください。

※電子申請によるデータ送信のみでは、当該申請は完了しませんので御注意ください。申請の必要提出書類の全てが到着した日をもって、申請完了となります。

【提出書類】 <新規> 入札参加資格審査申請(特定調達契約用)

提出書類		摘要
必須	入札参加資格審査申請書(第1号様式)	所在地、商号又は名称、代表者職氏名を記入のうえ、代表者の印を押印してください。 ※社印(社判、角印)等、個人を特定できない印は使用できません。 入札参加資格審査申請書について、様式の記載事項は変更しないでください。 ※様式は横浜市ホームページ「ヨコハマ・入札のとびら」(http://keiyaku.city.yokohama.lg.jp/epco/keiyaku/toroku/kyoutsu_03.html)からダウンロードしてください。
必須	申請受付内容(WTO用)	申請入力終了後に、ブラウザの印刷ボタンで画面をプリントアウトした全てのページ
必須	法人 現在事項証明書又は履歴事項証明書(写し(コピー)でも可)	法務局で発行 「全部事項証明書」を提出(申請日(データ送信日)から3か月以内のものを提出)
	個人 代表者の身分証明書	本籍地の市区町村で発行(後見登記されていないこと、破産の通知がないことを証明する書類) 正本を提出(申請日(データ送信日)から3か月以内のものを提出)
	個人 登記されていないことの証明書又は登記事項証明書	法務局で発行 成年被後見人、被保佐人、被補助人、任意後見契約の本人とする記録がないこと。 正本を提出(申請日(データ送信日)から3か月以内のものを提出)
必須	納税証明書(「消費税及び地方消費税」について未納税額のない証明)	納税地を所管する税務署で発行 「消費税及び地方消費税について未納の額のないこと」を証明するもの。 「その3の2」(「申告所得税」及び「消費税及び地方消費税」に未納の税額がないことの証明)又は「その3の3」(「法人税」及び「消費税及び地方消費税」に未納の税額がないことの証明) 正本を提出(申請日(データ送信日)から3か月以内のものを提出) ※書面における納税証明書を提出(電子納税証明書は不可。) ※消費税の課税がない方及び決算を迎えていない方も必ず提出してください。 ※「その3」(未納税額がないことの証明)を提出することも可能ですが、この場合には、必ず消費税及び地方消費税の税目を選んだ上で、納税証明書を発行してもらうようにしてください(他の税目の納税証明書の場合、再提出して頂くことになります)。
必須	法人 財務諸表(貸借対照表、損益計算書)(写し(コピー)でも可)	申請日(データ送信日)の属する月の4か月前の月の末日までに事業年度の末日が到来したものの直前2年間分 ※決算時期を変更した場合は、2営業年度分及び決算時期を変更した営業年度の提出が必要となります。 ※2営業年度を迎えていない場合は、1期分を提出してください。
	個人 年間売上高のわかる確定申告書の写し又はe-TAXでの申告内容確認表	申請日(データ送信日)を基準として直前2年分 ※2年分の確定申告書(写)を提出できない場合は、1年分を提出してください。 ※ただし、1月～3月に申請する方は、前々年度及びその前の年の2年分の確定申告書の写しを提出してください。

必須	雇用保険の加入を確認できる書類	<p>労働局又は労働保険事務組合発行の労働(雇用)保険料の領収書の写し(申請日(データ送信日)から直近の1回分)等若しくは加入義務のないことの誓約書(第4号様式)。</p> <p>※加入したばかりで納付実績のない場合は、雇用保険適用事業所設置届(事業主控)の写し(受付印を押されたもの)を提出してください。</p>
必須	健康保険の加入を確認できる書類	<p>年金事務所又は健康保険組合発行の健康保険料の領収書の写し(申請日(データ送信日)から直近の1回分)等若しくは加入義務のないことの誓約書(第4号様式)。</p> <p>※加入したばかりで納付実績のない場合は、健康保険・厚生年金保険新規適用届(事業主控)の写し(受付印を押されたもの)を提出してください。</p>
必須	厚生年金保険の加入を確認できる書類	<p>年金事務所又は健康保険組合発行の厚生年金保険料の領収書の写し(申請日(データ送信日)から直近の1回分)等若しくは加入義務のないことの誓約書(第4号様式)。</p> <p>※加入したばかりで納付実績のない場合は、健康保険・厚生年金保険新規適用届(事業主控)の写し(受付印を押されたもの)を提出してください。</p>
該当する場合	委任状(第2号様式)	<p>入札・契約等の権限を代理人に委任する場合のみ提出</p> <p>※委任期間は申請日から平成31年3月31日までとなります。</p> <p>※登録期間を通じて入札・契約の権限を委任する場合の委任状ですので、個々の入札に際して当該委任状を持参したり、別途委任状をご用意していただく必要はありません。</p> <p>※個人の方は権限を委任することはできません。</p>
該当する場合	法人設立(開設)届出書等の写し(受付印が押されたもの)	<p>市内に本社がある方、もしくは横浜市外に本社があり市内に事業所がある方のうち、<u>横浜市法人市民税の申告納付期限を迎えていない方のみ提出</u>提出されない場合は市外業者の取扱いとなることがあります。</p> <p>※個人で登録する方は提出不要</p> <p>※市内に本社、もしくは事業所を移転した場合は、「法人の事業年度、納税地、その他の変更、異動届出書」を提出してください。</p> <p>※電子申告を行った事業者の場合は、受付完了通知及び申告データを印刷したものを提出してください。</p>
該当する場合	営業に係る許可・認可証の写し	<p>必須となっている許認可等を入力した方のみ提出</p> <p>※別紙【営業に係る許認可等一覧】を参照してください。</p>

※ 中小企業等協同組合法に基づく協同組合の場合、上記の提出書類に加え、次の書類を御提出ください。

組合	組合の定款	
組合	組合役員名簿	
組合	組合員名簿	
組合	官公需適格組合証明書の写し	証明を受けている場合のみ提出 ※提出がない場合は、官公需適格組合に該当しない組合とみなします。
組合	官公需共同受注規約	受注規約がある場合のみ

【提出書類】 <種目・細目の追加> 種目追加登録申請書(特定調達契約用)

	提出書類	摘要
該当する 場合	申請受付内容の写し(WTO用) 【種目追加登録申請書】	電子申請入力終了後に、ブラウザの印刷ボタンで画面をプリントアウトした全てのページ ※必須となっている許認可等を入力した方のみ提出
該当する 場合	営業に係る許可・認可証の写し	必須となっている許認可等を入力した方のみ提出 ※別紙【営業に係る許認可等一覧】を参照してください。